

定案 更 出来ル大ク金額及人負ノ増加シテ昇給セシムコト 16

二 鶴見以外各油槽所及倉庫従業員對シテモ鶴見ト同一標準

ニヨリ昇給ヲ行フコト

三 名古屋、京都、姫路ハ今回昇給漏ナルモ右標準ニヨリ昇給ヲ考慮

スルコト

四 今回昇給漏ル者ニ對シテハ今後適當ノ機會ニ昇給ヲ考慮

スルコト

五 職工全般(昇給者ヲモ含ム)均等給スル福利施設ノ新設ヲ考

慮スルコト

而シテ翌年三月前約ニ對スル回答トシテ

一 會社ハ鶴見系崎ノ動搖ヲ始テ識リ認識不足ナルコトヲ自

覚見セタリ

二 従昔未復以外ノ者ト折衝不能ナリ

三 前旨示サレタル考慮案ニ對シ

一 ハ合計金額ヲ變更スルコトナク昇給漏ル者ノ成績ヲ考慮シ

更人負擔増加セントシテ考慮ス但シ安治川系崎以外ハ月給者

ナル關係上此ハ同率ヲ以テ増加スルコト不能ナリ

四 ハ大体承認サレルモト考ヘル

五 ハ會社ニ對テ適當ト認ムル程度ヲ考慮ス具體的ニ後日折衝

セク 以上ノ申出アリタルヲ以テ更ニ明日ヲ約シ會見ヲ終リタリ

而シテ翌世留會社ハ左案ヲ縣提示セタリ

一 縣調停ヲ依頼ス

二 會社條件トシテ

イ 三月十日発表ノ昇給者ハ不成觸レズ 三月十七日発表ヲ定案ナリ

ロ 三月十日発表ノ金額ヲ變更ス但シ三月十日発表者ト區モ不適

当者多ク是正ヲ為ス